

選挙公示

平成25年11月21日

会員各位

一般社団法人日本病院薬剤師会
選挙管理委員会

役員候補の選挙に関する公示

一般社団法人日本病院薬剤師会の会長候補、副会長候補、監事候補の選出について、役員候補者選出規程第12条に基づき下記の通り公示する。

記

1. 選挙の期日 平成26年2月15日（土）（第48回臨時総会開催日）
2. 選挙の種類 会長候補（1名）、副会長候補（5名以内）、
および監事候補（3名以内）の選挙
3. 届出事項及び手続 役員候補者選出規程第13条により、選挙管理委員会あてに
直接または郵送（書留）により届け出る。
4. 届出の期間 平成25年11月21日（木）
～ 平成25年12月20日（金）必着
5. 届出先 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会長井記念館 8階
一般社団法人日本病院薬剤師会 選挙管理委員会

（注1）郵送により届け出る場合は**書留**とし、封筒に「選挙関係書類在中」と**朱書**する。

（注2）役員候補者選出規程、同規程細則、常勤役員規程は次頁以降に掲載する。

（注3）立候補等に必要な届出用紙は事務局に請求し、必ず所定用紙を使用する。

一般社団法人日本病院薬剤師会 役員候補者選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款細則第4条に規定する役員候補者の選出を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

第2章 委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会（以下、委員会という）は、日病薬定款細則第5条別表1に定める各地区の会長が各地区から選出された代議員の中から指名した者をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は各地区1名とする。

(正、副委員長)

第4条 正、副委員長は委員の互選により各1名選出する。

第5条 委員長は委員会を代表し主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は代議員の任期と同じとする。ただし、委員を交代する場合は前任者の残任期間とする。

第7条 正、副委員長の任期は委員の任期と同じとする。ただし、欠員となったときは、正、副委員長併せて互選を行う。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員候補

(候補者の区分等)

第8条 定款第16条及び定款細則第4条に基づき、役員候補者の区分、員数及び選出方法を次に定める。

- | | |
|--|---|
| (1) 会長候補（1人） | : 選挙により選出 |
| (2) 副会長候補（5人以内） | : 選挙により選出 |
| (3) 専務理事候補（1人以内） | : 公募者の中から会長候補、副会長候補として選出された者の合議により選出 |
| (4) 常務理事候補（5人以内） | : 会長候補、副会長候補として選出された者の合議により選出 |
| (5) 理事候補（(1)～(4)により選出された各候補を含めた理事定数の範囲内） | : 会長候補、副会長候補として選出された者の合議により選出 |
| (6) 監事候補（2～3人） | : 選挙により選出
ただし、関係法令及び会計制度に精通した者を1名選出しなければならない |

(候補者資格の詳細)

第 9 条 前条に基づき役員候補者資格の詳細を定める。

- 2 会長候補、副会長候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する日病薬の会員とする。
- 3 専務理事候補は、医療及び病院、診療所の薬剤師の業務について精通している者とする。
- 4 常務理事候補は、日病薬定款細則第 7 条第 1 項別表 2 に定める各会務執行部の部長を担当する正会員又は特別会員とする。
- 5 理事候補は、原則として日病薬定款細則第 7 条第 2 項別表 3 に定める各委員会の委員長を担当する正会員又は特別会員とする。
- 6 監事候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する日病薬の会員又は関係法令及び会計制度に精通した弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士などとする。

(候補選出時期)

第 10 条 会長候補、副会長候補、監事候補の選出については、役員改選前年度の臨時総会開催日に行う。

- 2 専務理事候補、常務理事候補、理事候補の選出については、役員の改選を行う通常総会の招集を決定する理事会までに行う。

(役員選出時期)

第 11 条 役員候補は役員改選年度の通常総会による選出決議を経て役員に就任する。

- 2 選挙管理委員会委員長は前項の通常総会において役員候補者選出の経緯を報告する。

第 4 章 会長、副会長、監事候補選出選挙

(選挙の公示)

第 12 条 委員会は選挙日の 70 日前までに、選挙の種類、立候補の届出期日及び届出先などの必要事項を公示しなければならない。

(立候補の届出等)

第 13 条 自ら候補者になろうとする者は、公示日から 30 日以内に立候補届 (様式 1)、略歴書 (様式 2)、5 名以上の正会員連署の推薦書 (様式 3)、会長及び副会長候補者となった趣旨、所信等を記載した趣意書 (様式 4) の書類を委員会に提出しなければならない。

- 2 候補者を推薦しようとする者は、会費を完納している正会員とし、公示日から 30 日以内に前項の書類の他に被推薦人の承諾書 (様式 5) の書類を委員会に提出しなければならない。
- 3 候補者になろうとする者は、推薦人になることができない。
- 4 推薦人は複数の候補者を推薦することができない。

(候補者の公示)

第 14 条 委員会は前条の書類の審査を行い、候補者として適格と認めた者については、その氏名等選挙に必要な事項を公開するとともに、代議員に通知する。

(立候補の辞退)

第 15 条 立候補を辞退しようとする者は、選挙日の 7 日前までに辞退届 (様式 6) を委員会に提出しなければならない。

(選挙)

第16条 候補者が定数を超えた場合は、選挙を行う。

(決定)

第17条 選挙の結果については、委員会委員長が議場において代議員に報告し、承認を受けるものとする。

2 候補者が定数の場合は、投票を行わず、代議員の過半数以上の賛成により決定することができる。

(補欠選挙)

第18条 候補者が定数に満たない場合は、補欠選挙を行う。

第19条 補欠選挙の方法は委員会で協議し決定する。

(届出用紙の保管、管理)

第20条 本規程で定める諸様式の保管、管理は、日病薬事務局が行う。

(疑義)

第21条 本規程に関連する疑義については、委員会が決定を行う。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は総会において行うことができる。

第23条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は細則に定める。

附則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規則」(昭和60年4月1日)は廃止する。

一部改正 平成19年2月3日

一部改正 平成20年2月2日

一部改正 平成21年2月7日

本規程は、第44回通常代議員会において、一般社団法人移行後も継続することが承認され、一般社団法人への移行に伴う一部改正が行われた。

本改正の施行日は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)

第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日とする。

第3条の定めに関わらず、本規程に基づき選出される最初の委員の数は従前の通りとする。

本規程に関わらず、平成24年6月に開催される総会まで任期を有する役員候補の選出方法は理事会が決定する。ただし、選挙を行う場合は選挙日を理事会が決定し、第4章の定めにより選挙を行う。

一部改正 平成23年2月5日

一部改正 平成23年9月17日

一部改正 平成24年6月23日

一般社団法人日本病院薬剤師会役員候補者選出規程細則

第 1 条 役員候補者選出管理については、一般社団法人日本病院薬剤師会役員候補者選出規程によるもののほか、本細則の規定による。

(所信表明)

第 2 条 候補者の所信表明は3分以内とする。なお、会長及び副会長候補者については、候補者が定数の場合も所信表明を行う。

2 趣意書には、立候補にあたっての所信及び抱負について400字程度で記載する。

(有権者)

第 3 条 投票権を有する者は、選挙時議場内にいる代議員又は代理人とする。

(投票用紙)

第 4 条 選挙の場合、所定の投票用紙は日病薬事務局が用意し、投票直前に配布する。

(投票)

第 5 条 投票用紙は様式7とする。

第 6 条 投票用紙の記載は、投票しようとする候補者氏名の上欄に定数分の○印をもって行い、所定の投票箱に投票する。ただし、○印が定数に満たない場合は有効とするが、定数を超えている場合は無効とする。

(開票)

第 7 条 開票は選挙管理委員会（以下、委員会という）委員及び立会人が行う。

2 はじめに代議員全員の投票の確認を行う。

3 立会人は議長が出席代議員のなかから3名を指名する。

4 委員は○印のついた候補者の氏名を読み上げ、他の委員が記録を行う。

5 記録が終了した投票用紙については、他の委員が管理を行う。

第 8 条 開票結果については委員会委員長が発表する。

(当選者)

第 9 条 得票数上位者から順に定数以内の者を当選者とする。ただし、会長候補については有効得票数の過半数を必要とするものとする。

第10条 委員会委員長は当選者の決定を行う。

(再投票)

第11条 会長候補選挙において、第1回投票で各候補者の得票数が過半数を超えない場合、上位2名又は上位同得票の候補者について再投票を行い、過半数の得票者をもって決定する。

2 副会長候補選挙及び監事候補選挙において、第1回投票で得票数が同じで定数を超える候補者がいる場合、第1回投票で決定した当選者を除き、同得票の候補者について再投票を行い、得票数上位者から順に決定する。

第12条 再投票で決定しない場合、委員会で決定方法について協議する。ただし、候補者は協議に加わることはできない。

(議場の閉鎖)

第13条 選挙実施中は議場を閉鎖する。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則 本細則は平成16年2月7日より実施する。

本細則の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会選挙管理規則施行細則」（平成11年4月17日）は廃止する。

一部改正 平成19年2月3日

一部改正 平成20年2月2日

本細則は、第44回通常代議員会において、一般社団法人移行後も継続することが承認され、一般社団法人への移行に伴う一部改正が行われた。

本改正の施行日は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日とする。

一部改正 平成23年2月5日

一般社団法人日本病院薬剤師会 常勤役員規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款第23条第1項に規定する事項について定めることを目的とする。

（常勤役員の範囲）

第2条 会長は原則として常勤とする。但し、やむを得ない事由により総会の承認を得た時は、この限りではない。

2 専務理事は常勤とする。

3 副会長は会務の遂行上必要と認められた場合に常勤となることができる。ただし、常勤副会長は1名以内とする。

（就任）

第3条 常勤役員は、次の各号の事由を全て充たした場合に就任する。

（1）総会で役員として選出されたこと

（2）理事会で常勤役員の区分となる役職に選定されたこと

2 常勤副会長となろうとする者は、前項に加え総会の承認を得なければならない。

（退任）

第4条 常勤役員は、次の各号の事由により退任する。

（1）総会の決議により常勤を解かれたとき

（2）役員の任期が満了したとき又は役員を退任したとき

(報酬)

第 5 条 常勤役員の報酬は、基本報酬、通勤手当、住宅手当及び退職金とする。

(基本報酬)

第 6 条 常勤役員の基本報酬額は、任期 1 年あたり会長は 1 2 0 0 万円、副会長及び専務理事は 1 0 0 0 万円とし、月額報酬は年報酬額の 1 2 分の 1 を支給する。

ただし、会務遂行のために所属組織を退職して常勤役員となった場合、当該組織で定められている定年までの期間又は 6 5 歳に達した直後の 6 月のいずれか早く到達する時期を限度に、会長は 1 5 0 0 万円、副会長及び専務理事は 1 2 0 0 万円を上限として現給を保証する。それ以後は本会の規定によるものとする。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関を利用している場合に実費相当額を支給する。

(住宅手当)

第 8 条 住宅手当は、常勤役員として就任するに際して、新たに自ら居住する住宅を借り受けた場合に実費相当額を支給する。

(福利厚生)

第 9 条 健康で安全に職務を遂行できるようにするために、次の各号を行う。

(1) 社会保険事業主負担

(2) 健康診断 (年 1 回)

第 1 0 条 常勤役員の基本報酬、通勤手当、住宅手当及び社会保険事業主負担は就任日の属する翌月の初日から退任日の属する月の末日までとする。ただし就任日が月の初日である場合は就任月から適用するものとする。

(退職金)

第 1 1 条 常勤役員の退職金の額は、任期 1 年あたり会長は 1 0 0 万円、副会長及び専務理事は 8 0 万円とする。

2 退職金は常勤役員が退任する月の末日に支給する。

(審査会)

第 1 2 条 報酬に関する事項を審査するため、常勤役員報酬審査会 (以下、審査会という) を置く。

2 審査会は日病薬定款細則第 5 条別表 1 に定める各地区の会長が各地区から選出された代議員の中から指名した者をもって組織する。

第 1 3 条 委員は各地区 1 名とする。

第 1 4 条 審査会は次の職務を行う。

(1) 4 年に一度、常勤役員改選前年度の通常総会までに、基本報酬、退職金及び功労金の額が、民間事業者の役員の報酬及び日病薬の経理の状況その他の事情を考慮して不当なものにならないよう検討を行い、結果を理事会に報告すること

(2) 第 4 条各号に定める事由に該当後、遅滞なく退任する常勤役員の功労金にかかる審議を行い理事会に報告すること

(改廃)

第 1 5 条 本規程の改廃は理事会の決議を経て総会において行う。

附則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員に関する規程」(平成13年2月10日)及び「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員報酬規程」(平成13年2月10日)は廃止する。

本規程は、第44回通常代議員会において、一般社団法人移行後も継続することが承認され、一般社団法人への移行に伴う一部改正が行われた。

本改正の施行日は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日とする。

平成23年9月17日付の改正は平成24年度通常総会以後に常勤役員に就任した者から適用する。

一部改正 平成23年2月5日

一部改正 平成23年9月17日